

# 役員等報酬規程

社会福祉法人ひまわり会

## 社会福祉法人ひまわり会 役員等報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ひまわり会（以下「当法人」という。）の定款第 8 条及び第 2 1 条並びに評議員選任・解任委員会規程第 1 4 条の規定に基づき、評議員、役員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう
- (2) 役員とは、定款第 1 5 条に基づき置かれる者をいう
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第 6 条に基づき置かれる者をいう
- (4) 報酬とは、職務執行の対価とする
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費等を含む）をいい、報酬とは区分されるものとする

### (役員等の報酬)

第 3 条 当法人の役員等に対しては、職務執行の対価として報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

区 分	職 務	報酬額
評 議 員	評議員会出席	5,000円
理 事	理事会・評議員会出席	5,000円
監 事	理事会・評議員会出席	5,000円
	監査実施	5,000円
評議員選任・解任委員	委員会出席	5,000円

2 上記の他、法人・施設業務のための出張については各区分一律に一日 10,000円を報酬として支給する。

(費用弁償)

第 4 条 役員等が、理事会及び評議員会等に出席した場合、ひまわり会の旅費規程に基づき旅費を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(報酬の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬は、理事会等への出席など法人、施設運営のための業務にあたった都度、現金により支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第 6 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 7 条 本規程は、評議員会の決議を経て改廃することができる。

附 則

この規程は、令和 元 年 7 月 1 日より施行する

この規程の制定をもって従前の「役員等の報酬等に関する規程」は廃止する